産　廃　第７２５号
令和７年１１月１１日

日本行政書士会連合会
会長　宮本　重則　様

埼玉県環境部産業廃棄物指導課長　宮原　正行（公印省略）

産業廃棄物処理業更新許可申請添付書類の運用変更について（通知）

本県の廃棄物行政につきましては、日頃より格別の御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、標記について、下記のとおり運用を変更することといたしましたので通知します。

つきましては、大変お手数をお掛けいたしますが、このことを貴会会員へ周知していただきますようお願いいたします。

記

１　変更の概要

産業廃棄物収集運搬業（処理業）、特別管理産業廃棄物収集運搬業（処理業）の更新申請時に添付していただく公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会修了証（更新課程）の有効期間について現行の２年間から５年間に変更する。

※新規課程における取扱い、また新規申請時の取扱いは現行どおり有効期間５年で変更ありません。

２　変更後の運用対象者

令和８年１月１日以降に産業廃棄物処理業の許可の有効期限を迎える許可事業者

※更新許可申請日や受付日ではありません。

３　その他

標記の運用変更に伴う補足事項を別紙にまとめましたので、参考にしてください。

担　当：収集運搬業担当　中野、廣藤
電　話：０４８－８３０－３０２６

（別紙）

本通知により運用が変更になる箇所について

表　産業廃棄物処理業の申請の種類と講習会の種類、有効期間

講習会の種類 申請の種類	産業廃棄物処理業講習会		特別管理産業廃棄物処理業講習会	
	新規課程	更新課程	新規課程	更新課程
新規許可申請	○（5 年間）	×（※2）	○（5 年間）	×（※2）
更新許可申請	○（5 年間）	**○（2 年間→5 年間）**	○（5 年間）	**○（2 年間→5 年間）**

※1　申請日を起算とし、有効な期間を（　）に記しています。

※2　他自治体の産業廃棄物処理業の許可を有している場合は、更新課程の修了証でも構いません。

※3　他自治体の運用については、それぞれの自治体へお問い合わせください。

２．運用開始に係る留意点について

・埼玉県の産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業（積み替え保管を除く。）の申請は予約制です。本通知の運用変更は「令和８年１月１日以降の産業廃棄物処理業の許可期限」が対象であり、申請の予約日とは関係しません。更新申請は許可の有効年月日の末日から３ヶ月以内で受け付けております。

・（特別管理）産業廃棄物処分業や（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積み替え保管を含む。）についても同様の運用となります。